

## 関東地方整備局メディア連携協議会（北関東ブロック）

## 規約（案）

## （名称）

第 1 条 本会は、「関東地方整備局メディア連携協議会（北関東ブロック）」（以下「協議会」という。）と称する。

## （目的）

第 2 条 本協議会は、地域のリスク情報や水害・土砂災害情報等について、テレビやラジオ、新聞等のそれぞれのメディアが有する特性を活かし、住民の理解と行動につなげるための取組を関係者で連携して実施するため、各機関での取組内容の共有と、連携関係の構築を図ることを目的とする。

## （組織）

第 3 条 本協議会は、水害・土砂災害のハザード・リスク情報を発信、伝達する行政、メディア関係者で協議会への参画を希望した別紙の機関で構成する。

## （協議会）

第 4 条 協議会は、国土交通省関東地方整備局河川部水災害予報センター長が招集する。

## （協議会の公開）

第 5 条 協議会は、原則として公開とし、会議資料は、その公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害する恐れがある場合を除き、国土交通省関東地方整備局ホームページで公開とする。

## （事務局）

第 6 条 協議会の事務局及び議事進行は、国土交通省関東地方整備局河川部水災害予報センターが行う。

## （その他）

第 7 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会において定める。

## （付則）

この規約は、令和 3 年 6 月 3 0 日から施行する。

## 参加団体一覧（五十音順）

### 【メディア関係】

株式会社茨城新聞社  
株式会社茨城放送  
宇都宮ケーブルテレビ株式会社  
株式会社エフエム群馬  
NHK前橋放送局  
鹿沼ケーブルテレビ株式会社  
群馬テレビ株式会社  
ケーブルテレビ株式会社  
佐野ケーブルテレビ株式会社  
株式会社下野新聞社  
(株) J W A Y  
株式会社上毛新聞社  
テレビ小山放送株式会社  
株式会社とちぎテレビ

### 【行政関係】

茨城県 土木部 河川課  
群馬県 県土整備部 河川課  
栃木県 県土整備部 河川課

気象庁 宇都宮地方气象台  
前橋地方气象台  
水戸地方气象台

国土交通省 関東地方整備局 河川部  
国土交通省 関東地方整備局 河川関係事務所